訓　令

○内閣府訓令第二十一号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表の経済財政分析担当の項中13を削り、14を13とし、15を14とし、16を15とする。

別表の科学技術政策・イノベーション担当の項を次のように改める。

科学技術・イノベーション担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 一　科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項 二　科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項 三　前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項 四　研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するものをいう。第四項において同じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項 五　宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項 六　「科学技術イノベーション総合戦略」（平成二十五年六月七日閣議決定）に関する事項 2　科学技術基本計画（科学技術基本法（平成七年法律第百三十号）第九条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。 3　科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。 4　研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。 5　宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。 6　宇宙開発利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。 7　内閣府設置法第四条第三項第七号の六の人工衛星を定める政令（平成二十四年政令第百八十五号）で定める人工衛星及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関すること。 8　第五項から前項までに掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。 9　原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）。 10　原子力損害賠償支援機構の組織及び運営一般に関すること。 11　原子力発電施設等立地地域（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。 12　原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。）の作成に関すること。 13　原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。 14　総合科学技術・イノベーション会議の庶務に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十六年五月十九日から施行する。